

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成30年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、甲に損害賠償金361,580円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成29年9月20日

(2) 事故発生場所

鳥取市気高町下光元地内

(3) 事故の状況

和解の相手方乙が、主要地方道鳥取鹿野倉吉線を和解の相手方甲所有の小型乗用自動車で行中、対向車線を走行してきた大型車両が跳ね上げた路面のコンクリート片に衝突し、当該小型乗用自動車が破損したものである。